

質問に対する回答について
調査等名) 秋田自動車道 湯田 I C～横手 I C間標識設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	特記仕様書 現地踏査の対象延長は 20.71 km でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
2	特記仕様書 2-4 打合せ 「当初打合せ時には合同現場踏査を実施するものとし、この費用については別途計上しないものとする」と記載がありますが、打合せ費用は計上する、合同現場踏査費用は計上しないという認識で良いのでしょうか？	当初打合せと当初打合せ時に行う合同現場踏査にかかる費用については、現地踏査に含まれています。そのため、当初打合せにかかる費用は別途計上しないものとしてお考えください。